平成28年熊本地震による法人府民税、事業税 及び地方法人特別税の申告期限等の延長について

平成 28 年 4 月 14 日以降に申告期限等が到来する場合の法人府民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告等について、以下のとおり期限延長の制度があります。

1. 熊本県に主たる事業所等がある法人の皆様

災害等による期限の延長により、申告、申請及び納付等に関する期限が自動的に延長されます。申請などの手続きは不要です。

2.1以外の地域に主たる事業所等がある法人の皆様

【法人府民税】

法人税の申告期限の一致するため、税務署で延長申請が承認された場合は延長されます。 【法人事業税・地方法人特別税】

次のどちらかの延長申請ができます。延長については、法人税の取扱に準じて取り扱いますので、税務署へ提出した申請書の控の写しを添付してください。

(1) 大阪府税条例第11条による災害延長

申請様式 : 大阪府条例規則第 17 号様式 書類提出期限延長·納期限延長申請書

提出先: 所管の府税事務所

提出期限 : 延長申請理由がやんだ後 10 日以内※

適用範囲: 申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く)、

納付、納入

- (注) 大阪府以外に事務所等を有する場合は、各都道府県の条例によりそれぞれ申請 が必要となります。
- (2) 地方税法第72条の25または第72条の28による災害延長

申請様式 : 第13号様式 申告書の提出期限の延長の申請書(一)

提出 先 : 主たる事務所等が所在する都道府県 提出期限 : 事業年度終了の日から 45 日以内※

適用範囲 : 確定申告

(注) 大阪府以外に主たる事務所等を有する法人については、主たる事務所等が所在 する都道府県で延長申請の承認を受けた場合は、大阪府への申請は不要です。

※法人税の取扱いと同様に、申告等と併せて申請書を提出していただくこともできます。

詳しい取扱いについては、所管の府税事務所へお問い合わせください。